

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

【団体名：一般社団法人日本知的障がい者フットソフトボール連盟】

【記載日：令和6年12月26日】

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団・財団法人法」及び「公益法人法」を遵守し、適切に団体運営及び事業運営を行っている（諸規程の整備を進行中）	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団・財団法人法」及び「公益法人法」を遵守し、適切に団体運営及び事業運営を行っている（諸規程の整備を進行中）	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法令に基づき理事、監事を選任の上、理事会を開催し、適切に団体運営及び事業運営を行っておる。社員総会を行い重要事項の決定を行っている。	A
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 国内のフットソフトボール競技の健全な普及と発展を図り、競技力を向上し、社会参加に資する活動を目指して活動を進める基本方針を公表する。令和7年1月10	C

日（金）ホームページを立ち上げ、活動を広く公表する。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等） 役員のコンプライアンス教育については、理事会開催時及び広報誌等を通して周知を図っている。今後は「倫理に関するガイドライン」についての資料を作成し、一層の周知を図るほか、研修会参加に取り組む予定である。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等） 監督会議や広報誌を通じて、選手や指導者に対してフェアプレイの推奨、応援される試合態度の実践を推進している。社会常識をはじめ、倫理観の高揚、社会規範の育成を習得する行動規範の策定を行予定である。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等） 税理士の指導・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程の整備（準備中）し、公正な会計原則を順守している。 監事には団体の専門性を有する人財を配置し、経理業務だけでなく業務運営全般にわたり監査を受けている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等） 法令、ガイドライン及び団体の内部規程に沿って適切に処理し監査を受けている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等） 会計処理を公正かつ適正に行うため、職員が相互にチェックする体制で処理している。税理士と常に出納簿を共有し指導・助言をいただき、適切に処理している。 令和5年3月にはインボイス登録番号は取得済である。	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法令で定められている法定整備書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、監査報告、役員名簿等）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 また、事業報告書、決算報告書はじめ、定款、書類等を事務所（及び HP）に開示している。 (諸規程の整備を進行中)	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法人概要、財務関係、事業関係など組織運営に関わる情報を事務所（及び HP）で公表している。。広報誌にも掲載して公表している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF 向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF 向け＞の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	——
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 現在はないが、相談できる弁護士の連携を考慮中である。	
原則 ■ について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	